

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号	※1	(2) 氏名	
(3) 届出種別	事前・一般・計画輸入	住所	
(4) 輸入者コード	(電話番号)	
(5) 生産国・コード	(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号
(7) 製造者名、 住所・コード		
(8) 製造所名、 住所・コード		
(9) 輸出者名、 住所・コード		
(10) 包装者名、 住所・コード		
(11) 積込港・コード	(12) 積込年月日年.....月.....日
(13) 積卸港・コード	(14) 到着年月日年.....月.....日
(15) 保管倉庫・コード	(16) 搬入年月日年.....月.....日
		(19) 届出年月日年.....月.....日
(17) 貨物の記号及び 番号		(20) 事故の有無及び ある場合はその概要	無・有
(18) 船舶又は航空機の 名称又は便名		(21) 提出者・コード
1 (22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(23) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)	(24) 貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード 貨物が器具、容器包 装又はおもちゃであ る場合はその材質・ コード	
(24) 品目コード		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード		
(27) 積込重量 kg		
(28) 用途・コード	(25) 貨物が添加物を 含む食品の場合は 当該添加物の品名・ コード 貨物が添加物製剤 の場合はその成分・ コード (いずれの場合も着香の目的で 使用されるものを除く)	※2
(29) 包装種類・コード		※2
(30) 登録番号1		
(31) 登録番号2		
(32) 登録番号3		
(36) 貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード		
(37) 備考			届出済印※1

<注意>

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているもの限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(29) 包装種類・コード		※2
(30) 登録番号1		
(31) 登録番号2		
(32) 登録番号3		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		
(37) 備考			

(22) 貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・おもちゃ	(33) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回・継続・更新	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちゃである場合はその材質・コード	
(24) 品目コード		
(25) 品名			
(26) 積込数量・コード		
(27) 積込重量	kg		
(28) 用途・コード	(35) 貨物が添加物を含む食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(29) 包装種類・コード		※2
(30) 登録番号1		
(31) 登録番号2		
(32) 登録番号3		
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード		
(37) 備考			